オンキヨー株式会社 定款

第１章　総　　則

（商　号）
第１条　　当会社は、オンキヨー株式会社と称し、英文では、ONKYO CORPORATION と表示する。

（目　的）
第２条　　当会社は、次の事業を営む会社およびこれに相当する事業を営む外国会社の株式または持分を有することによる当該会社の事業活動の支配および管理ならびに次の事業を営むことを目的とする。
（１）電気・電子・情報・通信機械器具の製造、販売
（２）測定器、医療・福祉・介護・健康機械器具の製造、販売
（３）前各号の製品等の周辺機器、付属品、部品、材料、工具の製造、販売
（４）映像、音声、情報処理ソフトウェアならびにこれらを含む放送・通信・広告用コンテンツの制作、販売
（５）電気・情報通信、情報処理および情報提供に係るサービス
（６）前各号の製品・サービスの研究、開発、デザイン、企画、設計、賃貸、運用、修理、保守、輸出入ならびにこれらの請負、代理、代行、技術・ノウハウの供与・指導
（７）第１号から第５号までの製品・サービスに関する工事ならびにその他の建築工事、設備工事、内外装工事の設計、施工、請負、監理
（８）経営コンサルティングならびに各種事業に対する投資
（９）総務、人事、経理、財務等に関する業務受託
(10) 不動産および各種施設の売買、交換、貸借、保守、管理、運営、清掃、修繕ならびにこれらの代理または仲介
(11) 損害保険代理、生命保険募集および個人融資業務代行
(12) 旅行および娯楽施設利用の斡旋ならびに催物の企画、運営
(13) 衣料雑貨、日用雑貨、清涼飲料水、食料品、書籍、事務用品、事務用機器、チケット、切手、収入印紙、登記印紙、ペット用品の販売
(14) 通信販売、小売店経営、印刷・コピー事務サービス、配送サービス、労働者派遣、個人融資、古物の売買
(15) 音楽著作権の管理および著作物の企画、製作、出版
(16) タレントの育成、マネジメント、プロモート
(17) 株式その他有価証券の取得、投資、保管、利用、売買
(18) 前各号に付帯関連する一切の業務

（本店の所在地）
第３条　　当会社は、本店を大阪府東大阪市に置く。

（機　関）
第４条　　当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。
（１）取締役会
（２）監査役
（３）監査役会
（４）会計監査人

（公告方法）
第５条　　当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第２章　株　　式

（発行可能株式総数）
第６条　　当会社の発行可能株式総数は、21,600 万株とする。

（自己の株式の取得）
第７条　　当会社は、会社法第 165 条第２項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

（単元株式数）
第８条　　当会社の単元株式数は、100 株とする。

（単元未満株式についての権利）
第９条　　当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。
（１）会社法第 189 条第２項各号に掲げる権利
（２）会社法第 166 条第１項の規定による請求をする権利
（３）株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利
（４）次条に定める請求をする権利

（単元未満株式の買増し）
第１０条　　当会社の株主は、株式取扱規則に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。

（株主名簿管理人）
第１１条　　当会社は、株主名簿管理人を置く。
２．　株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。
３．　当会社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当会社においてはこれを取り扱わない。

（株式取扱規則）
第１２条　　当会社の株式に関する取り扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

第３章　株主総会

（招　集）
第１３条　　当会社の定時株主総会は、毎事業年度終了後３か月以内にこれを招集し、臨時株主総会は必要あるときに随時これを招集する。

（定時株主総会の基準日）
第１４条　　当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年３月 31 日とする。

（招集者および議長）
第１５条　　株主総会は、代表取締役がこれを招集し、議長となる。
２．　代表取締役が複数いる場合、または代表取締役が事故等の事情で議長となれないときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供について）
第１６条　　当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

（決議の方法）
第１７条　　株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。
２．　　会社法第 309 条第２項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の３分の２以上をもって行う。

（議決権の代理行使）
第１８条　　株主は、当会社の議決権を有する他の株主１名を代理人として、その議決権を行使することができる。
２．　　株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

第４章　取締役および取締役会

（員　数）
第１９条　　当会社の取締役は、10 名以内とする。

（選　任）
第２０条　　取締役は、株主総会において選任する。
２．　　取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
３．　　取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

（任　期）
第２１条　　取締役の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
２．　　増員または補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。

（代表取締役）
第２２条　　取締役会は、その決議によって、代表取締役を選定する。

（役付取締役）
第２３条　　取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役社長、取締役副社長、専務取締役および常務取締役を定めることができる。ただし、取締役社長は、代表取締役の中から選定する。

（顧問および相談役）
第２４条　　取締役会は、その決議によって、顧問および相談役各若干名を定めることができる。

（取締役会の招集権者および議長）
第２５条　　取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表取締役がこれを招集し、その議長となる。
２．　　代表取締役が複数いる場合、または代表取締役が事故等の事情で議長となれないときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

（取締役会の招集通知）
第２６条　　取締役会の招集通知は、会日の３日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
２．　取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。

（取締役会の決議方法）
第２７条　　取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。
２．　当会社は、会社法第 370 条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

（取締役会規程）
第２８条　　取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

（報酬等）
第２９条　　取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。

（取締役の責任免除）
第３０条　　当会社は、会社法第 426 条第１項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。
２．　当会社は、会社法第 427 条第１項の規定により、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任に関し、法令が規定する額を限度とする契約を締結することができる。

第５章　監査役および監査役会

（員　数）
第３１条　　当会社の監査役は、７名以内とする。

（選　任）
第３２条　　監査役は、株主総会において選任する。
２．　監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

（任　期）
第３３条　　監査役の任期は、選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
２．　任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

（常勤の監査役）
第３４条　　監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

（監査役会の招集通知）
第３５条　　監査役会の招集通知は、会日の３日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
２．　監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。

（監査役会の決議方法）
第３６条　　監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

（監査役会規程）
第３７条　　監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。

（報酬等）
第３８条　　監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

（監査役の責任免除）
第３９条　　当会社は、会社法第 426 条第１項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。
２．　　当会社は、会社法第 427 条第１項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任に関し、法令が規定する額を限度とする契約を締結することができる。

第６章　会計監査人

（選　任）
第４０条　　会計監査人は、株主総会において選任する。

（任　期）
第４１条　　会計監査人の任期は選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
２．　　前項の定時株主総会において別段の決議がなされないときは、当該定時株主総会において再任されたものとする。

（会計監査人の責任免除）
第４２条　　当会社は、会社法第 426 条第１項の規定により、任務を怠ったことによる会計監査人（会計監査人であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。
２．　　当会社は、会社法第 427 条第１項の規定により、会計監査人との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任に関し、法令が規定する額を限度とする契約を締結することができる。

第７章　計　　算

（事業年度）
第４３条　　当会社の事業年度は、毎年４月１日から翌年３月 31 日までの１年とする。

（剰余金の配当の基準日）
第４４条　　当会社の期末配当の基準日は、毎年３月 31 日とする。
２．　　前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

（中間配当）
第４５条　　当会社は、取締役会の決議によって、毎年９月 30 日を基準日として、中間配当をすることができる。

（配当金の除斥期間）
第４６条　　配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満３年を経過してもなお受領されな

いときは、当会社はその支払義務を免れる。

附則

第６条の変更は、当会社第 10 回定時株主総会の第２号議案にかかる株式併合の効力が発生することを条件に、その効力発生日である 2020 年７月 22 日に効力が発生するものとする。本附則は当該変更の効力発生日の翌日をもって削除する。

以　上

平成 22 年 10 月１日制定実施

平成 23 年６月 22 日附則削除

平成 24 年６月 27 日第６条変更

平成 27 年６月 23 日第６条、第 30 条、第 39 条変更

平成 28 年６月 23 日第 19 条変更

平成 30 年６月 21 日第２条変更

令和　元年６月 26 日第６条変更

令和　２年６月 25 日第３条、第６条変更、第 42 条新設